



公益社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室

TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2021 年 5 月 7 日

公益社団法人自由人権協会

代表理事 喜田村 洋 一

同 紙 谷 雅 子

同 芹 澤 齊

同 升 味 佐江子

デジタル関連法案について、プライバシーや個人情報の保護が十分に図られる制度とするよう慎重な審議を求める声明

デジタル庁設置法案をはじめとするデジタル関連法案が国会で審議されているが、同法案は、プライバシーや個人情報の保護への十分な配慮がなされたものとはいえない。

自由人権協会は、デジタル関連法案には以下の点において重大な問題があることから、国会においては慎重かつ十分な審議のうえ、プライバシーや個人情報の保護が十分に図られるような制度を構築することを求める。

1. 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」(以下「整備法案」という)は、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を1本の個人情報保護法に統合し、個人情報保護委員会が行政機関等も含めた個人情報の保護全般を所管するとしている。

しかし、民間事業者、行政機関、公的機関等に所管範囲が拡大することにより現行の個人情報保護委員会を拡充するとしても、政府からの十分な独立性と権限、財源を保障し、専門性のある人員の確保により機能を強化しなければ、広範な所管範囲における個人情報保護を十分に監督することはできない。整備法案では、個人情報保護委員会が、不適切な個人情報の取り扱いについて民間事業者に対しては命令を発することができるが、行政機関等に対しては命令を発することができないとされるなど、個人情報保護委員会の権限に関しても不

十分なものとなっている。

2. 整備法案では、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールを設定し、個人情報保護委員会に所管を一元化するとしており、これまで国の法律に先駆けて独自に条例を制定して個人情報保護に取り組んできた地方公共団体の条例の制定範囲が限定され、条例を定めた場合には国に届出が必要とされている。これにより地方公共団体の個人情報保護が全国的に底上げされるのであれば望ましいが、これまで積み上げてきた地方公共団体の独特の個人情報保護が制限され、個人情報保護の水準が減退することにもなりかねず、憲法が保障する地方自治の本旨（憲法92条）に基づく条例制定権（憲法94条）の重大な制約となる可能性もある。

3. デジタル関連法案は、政府と地方公共団体の情報システムを共通仕様化し、マイナンバーによって健康、税金、金融、運転免許、前科前歴などのセンシティブ情報を紐づけするとしており、これらの情報が内閣総理大臣が長となるデジタル庁に集約されることになって監視社会化が進むことが危惧されるが、プライバシーや個人情報の保護への十分な配慮がなされているとはいえない。

以 上